

令和7年度 北小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ等問題行動に対応する基本方針

「いじめとは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめを「どの子にも、どの学級にも起こりえる」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」と考えることを基本とする。日常生活の事象面で把握したことがらは、軽微に捉えずに将来深刻ないじめになる可能性がある。一見、じゃれあいに見えるところから、気付かないうちにいじめに発展してしまう場合がほとんどである。この程度ならたいしたことはないと考えず、子どもの変化を見逃さないように全職員が情報を共有し、早期発見・対応する。

2 主な取組み

【教師がすること】

- （1）いじめの早期発見・対応に努める。
 - 年に2回の教育相談（面談）実施
 - いじめアンケートの実施（月1回）とその分析
 - 日常の子どもの見取り
 - ・児童の様子を注意深く観察
 - ・月3日欠席児童の把握
 - ・ささいなことでも情報交換（まじめな雑談）
 - ・児童に関する情報は生徒指導主任が窓口となり集約し、教頭・校長にすみやかに報告
 - ・必要な情報は全職員で共有して対応
- （2）教育相談等で把握した気がかりな児童については、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談等を行い対応をしていく。
- （3）軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、個別指導及び学級等で全体指導を行う。
- （4）人権教育年間指導計画に沿った取組みを確実に行う。

【児童がすること（教師の指導の下）】

- （1）帰りの会等で一日を振り返る。
 - 反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手立てとする。
 - 学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。
- （2）月1回の学級での話し合い活動を行う。
 - 子どもたちで問題点を出して、解決のための手立てを考えていく。
- （3）友達の名前を「さん」で呼び合うことを児童会の取組みとして行い、お互いを尊重しあう環境づくりをする。

【家庭に協力を求めること】

解決には子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちがかかえるストレスを取り除いていく必要がある。いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。

- （1）家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告を願う。
- （2）いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡する。家庭でも子どもから話を聞き、家庭においても学校と協力して指導を願う。

3 いじめ対策委員会（児童支援委員会）

必要に応じて「いじめ対策委員会」を設置して、チームで対応に当たる。

また、いじめの未然防止について、児童支援委員会の中で日頃から学校の方針を協議し、職員会議を通して全体確認・共通理解を図っていくものとする。

	「児童支援委員会」の議題	学校・職員の取り組み
1 学 期	【4月】 ・いじめの未然防止への取組み内容の検討 ・望ましい集団づくりのための取組み内容の検討 ・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 【5月】 ・教育相談の取組み内容検討 ・いじめアンケートの内容考察 【6月】 ・教育相談の実施内容について 【7月】 ・1学期の取組みの反省 ・2学期以降の取組みの検討	【4月】 ・関係機関の担当者の把握（生徒指導主任） ・学校のいじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA総会、校長） 【毎月実施】 ・児童の学級での様子のチェック（担任） ・心のアンケート（いじめ調査）の実施、報告 ・児童支援委員会で児童についての情報交換→職員会議で共有 【6月】 ・教育相談（面談） 【7月】 ・非行防止教室（高学年） ・夏休みの過ごし方（プリント配布）
2 学 期	【9月】 ・教育相談の取組み内容検討 ・夏休み中の児童の様子について 【10月】 ・人権週間の取組み内容の検討 【11月】 ・教育相談の実施内容について 【12月】 ・2学期の取組みの反省 ・3学期以降の取組みの検討	【毎月実施】 ・児童の学級での様子のチェック（担任） ・心のアンケート（いじめ調査）の実施、報告 ・児童支援委員会で児童についての情報交換→職員会議で共有 【11月】 ・教育相談（面談） 【12月】 ・冬休みの過ごし方（プリント配布）
3 学 期	【1月】 ・いじめアンケートの内容考察 ・冬休み中の児童の様子について 【2月】 ・今年度の取組みの反省 ・来年度の取組みの検討（北っ子の一日、生活目標）	【毎月実施】 ・児童の学級での様子のチェック（担任） ・心のアンケート（いじめ調査）の実施、報告 ・児童支援委員会で児童についての情報交換→職員会議で共有

5 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

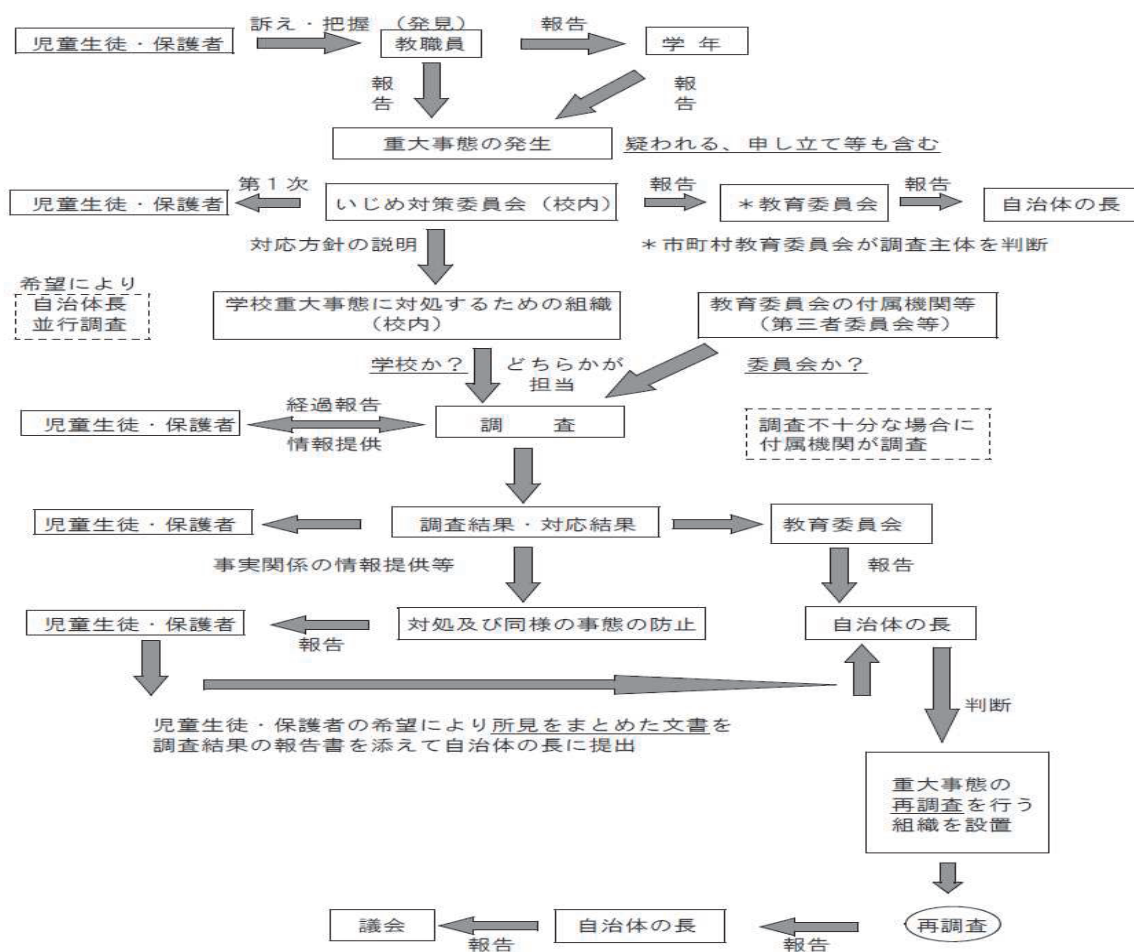
- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ①速やかに宮古島市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ②学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断する。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ③事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

「いじめ防止対策推進法」第28条重大事態への対処

【重大事態発生の事案対処等のフロー図例】



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。

いじめ対応マニュアル(いじめを把握したとき)

